

勤務条件等に関する苦情相談制度

(※ この制度は、福岡市職員だけに限定された制度です。

福岡市職員以外の方は相談できません。)

1 概要

この制度は、人事委員会が、職員の皆さんから、勤務条件や職場環境等に関する苦情についての申出及び相談をお受けし、相談等を受けた人事委員会（職員相談員）が、相談された方（以下「申出人」といいます。）に対し、相談内容に応じた助言等を行うことにより、解決に努める仕組みです。

2 苦情相談をすることができる職員

- ・相談することができるのは、一般職（地方公務員法第3条第2項）に属する福岡市職員です。
- ・ただし、技能・労務職員及び企業職員（水道局・交通局職員）は、地方公務員法の一部適用除外により対象外となっています。
- ・職員本人からの相談に限ります。家族や代理人、職員団体等を通じての相談はできません。

苦情相談をできる者	① 行政職員 ② 医療職員 ③ 消防職員 ④ 教育職員	※①～④のうち以下の職員も含みます。 a. 条件付採用期間中の職員 b. 再任用職員 c. 任期付職員 d. 会計年度任用職員 e. 臨時的任用職員
苦情相談をできない者	ア 技能・労務職員 イ 企業職員（水道局・交通局職員） ウ 特別職（地方公務員法第3条第3項）に属する職員 エ 株式会社への退職派遣者、退職者など市職員としての身分を保有していない者 ※上欄のa～eに該当する職員であっても、上記ア～イに属する職員は対象外となります。	

3 相談できる内容

- ・勤務条件その他の人事管理に関する事項で申出人本人に関する苦情を対象とします。
- ・任用関係（昇任、転任等）に関する相談も対象となりますが、それらは、いわゆる管理運営事項（地方公共団体の機関が自らの判断と責任において処理すべき事項）に該当するものですので、これらの相談で取り得る対応は限られることになります。
- ・申出人本人以外の職員の勤務条件に関するもの、職場における不正行為等を告発するもの、損害賠償を求めるものなどの相談は、本制度の対象外です。

4 相談員

人事委員会事務局の職員が相談員となります。

5 相談方法

- ・相談内容を正確に把握するため、相談は原則として面談により行います。
- ・面談による相談が困難な場合には、電話、電子メール、手紙等による相談も受け付けています。
- ・匿名での相談も受け付けますが、匿名であるために調査を行うことが難しい等、対応に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

面談対応時間	月～金（祝日・年末年始を除く）の 10:00～12:00、13:00～17:00 ※上記時間帯を原則としますが、申出人が抱える事情次第では時間外でも対応する場合がありますので、申込時に相談してください。
面談場所	福岡市役所本庁舎内の会議室等 ※相談の申込をいただいてから部屋を確保し、お知らせします。

6 申込方法

- ・的確な助言を行うためには相談内容を事前に把握しておくことが望ましいので、可能な限り、「相談申込書」（専用様式）に記入の上、電子メール、郵送（簡易書留）又は持参により提出してください。
- ・電話での申込も可能ですが、申込の際は、はじめに苦情相談の申込をしたい旨を電話対応者に申し出てください。なお、担当相談員が不在の場合は折り返し連絡しますので、日中連絡がとれる電話番号を電話対応者にお伝えください。

7 服務

- ・苦情相談をする際、職務に専念する義務は免除されないため、勤務を要する日に相談する時は、年次有給休暇を取得する必要があります。

8 相談への対応

- ・相談内容に応じ、担当相談員が制度の説明や助言を行います。
- ・場合によっては、申出人の了解のもとに、事実関係の調査等を行い、必要に応じ関係当事者に対する指導、あっせん等を行うなどして適切な解決に努めます。ただし、これらはいずれも法的拘束力のない事実上の措置であり、申出人をはじめとした関係当事者の同意又は協力による解決を前提としています。
- ・申出人の満足する解決を図ることができず、それ以上事案の処理を継続しても解決が見込めないと認められる場合などには、その事案の処理を打ち切ることがあります。

9 秘密の厳守

- ・苦情相談の処理に当たっては、相談内容はもちろん、誰から相談を受けたかということまで秘密を厳守します。（福岡市職員の苦情相談に関する規則第7条）

10 不利益取扱いの禁止

- ・任命権者及び所属長は、職員が人事委員会に対して苦情相談を行ったこと、又は苦情相談に関し人事委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、不利益な取扱いをしてはならないとともに、当該職員が職場において不当な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならないこととされています。（福岡市職員の苦情相談に関する規則第8条）

<苦情相談の申込・お問い合わせ>

福岡市人事委員会事務局 審査課 公平審査担当

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎議会棟5階

電話番号 092-711-4690（直通）、7112（内線）

電子メール shinsa.PACS@city.fukuoka.lg.jp

※電子メールで申込をする場合は、件名に「苦情相談」と入れてください。

※郵送で申込をする場合は、秘密保持のため、必ず封書で「親展」と朱書の上、送付してください。